

令和元年第3回（9月）大磯町議会定例会

議案第31号説明資料

令和元年9月2日

大磯町印鑑条例の一部を改正する条例

資料

改正概要	1
改正内容	1
新旧対照表	2～4

町民課

大磯町印鑑条例の一部を改正する条例

1 改正概要

個人番号カードを使用し、全国のコンビニエンスストア等の多機能端末機（マルチコピー機）で印鑑登録証明書の取得を可能とするため、大磯町印鑑条例の一部を改正するものです。

また、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（平成 31 年政令第 152 号）が公布されたことに伴い、規定の一部を改正します。

2 改正内容

- (1) 全国のコンビニエンスストア等での印鑑登録証明書の取得を可能とするため、個人番号カードを使用した印鑑登録証明書の交付申請手続きに必要な事項を規定に加える改正を行います。
- (2) 政令の公布に伴う規定の整備
住民票に旧氏（過去に称していた氏であって、戸籍又は除かれた戸籍に記載又は記録がされているもの）を記載することを可能とする政令が平成31年4月17日に公布されたことに伴い、必要な事項を規定に加える改正を行います。
- (3) 施行日
令和元年10月1日から施行とします。ただし、旧氏の記載に係わる第6条、第7条及び第17条の規定については、住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令の施行日である令和元年11月5日から施行とします。

大磯町印鑑条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第5条 省略</p> <p>(登録印鑑の不受理)</p> <p>第6条 町長は、登録を受けようとする印鑑が、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録申請を受理しないものとする。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、<u>旧氏</u>（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、<u>旧氏</u>若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</p> <p>(2) 職業、資格、その他氏名、<u>旧氏</u>又は通称以外の事項を表しているもの</p> <p>(3)～(6) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(印鑑登録原票の登録事項)</p> <p>第7条 町長は、印鑑登録原票を備え、印鑑の登録の申請について審査した上印影のほか次の各号に掲げる事項を登録しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) <u>氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称）</u></p> <p>(4)～(8) 省略</p> <p>第8条～第10条 省略</p> <p>(印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第11条 省略</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）が記録された個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号</u></p>	<p>第1条～第5条 省略</p> <p>(登録印鑑の不受理)</p> <p>第6条 町長は、登録を受けようとする印鑑が、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録申請を受理しないものとする。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名若しくは通称（<u>住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）</u>又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</p> <p>(2) 職業、資格、その他氏名又は通称以外の事項を表しているもの</p> <p>(3)～(6) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(印鑑登録原票の登録事項)</p> <p>第7条 町長は、印鑑登録原票を備え、印鑑の登録の申請について審査した上印影のほか次の各号に掲げる事項を登録しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) <u>氏名（外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては、氏名及び通称）</u></p> <p>(4)～(8) 省略</p> <p>第8条～第10条 省略</p> <p>(印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第11条 省略</p>

改正案	現行
<p><u>の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）を使用して、多機能端末機（本町の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、必要な操作を行うことにより、印鑑登録証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。）を利用することにより、印鑑登録証明書の交付申請をすることができる。</u></p> <p>（印鑑登録証明書の交付申請の不受理）</p> <p>第12条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、印鑑登録証明書の交付申請を受理しないものとする。</p> <p>(1) <u>印鑑登録証が、著しく汚損又は損傷しているため、識別が困難なとき（前条第2項の規定による申請を除く。）</u></p> <p>(2) <u>他の文書に押印したものの証明を求められたとき（前条第2項の規定による申請を除く。）</u></p> <p>(3) <u>登録された暗証番号が入力されないとき（前条第2項の規定による申請に限る。）</u></p> <p>(4) 省略</p> <p>（印鑑登録証明書の交付）</p> <p>第13条 省略</p> <p>2 前項の規定による証明書の作成は、コンピュータの出力装置<u>又は多機能端末機</u>により行うものとする。ただし、事故その他の理由によりこの方法によることができない場合は、別の方法によりこれを作成することができる。</p> <p>第14条～第16条 省略</p> <p>（印鑑登録原票の抹消）</p> <p>第17条 町長は、第9条の届出若しくは前条の申請があったとき又は登録者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該印鑑登録原票を抹消しなければならない</p>	<p>（印鑑登録証明書の交付申請の不受理）</p> <p>第12条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、印鑑登録証明書の交付申請を受理しないものとする。</p> <p>(1) 印鑑登録証が、著しく汚損又は損傷しているため、識別が困難なとき</p> <p>(2) 他の文書に押印したものの証明を求められたとき</p> <p>(3) 省略</p> <p>（印鑑登録証明書の交付）</p> <p>第13条 省略</p> <p>2 前項の規定による証明書の作成は、コンピュータの出力装置により<u>出力し、又は複写機により複写して</u>行うものとする。ただし、事故その他の理由によりこの方法によることができない場合は、別の方法によりこれを作成することができる。</p> <p><u>3 印鑑登録証明に際しての本人及び本人の意思に基づくものであることの確認は、印鑑登録証の提示を求めることにより行う。</u></p> <p>第14条～第16条 省略</p> <p>（印鑑登録原票の抹消）</p> <p>第17条 町長は、第9条の届出若しくは前条の申請があったとき又は登録者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該印鑑登録原票を抹消しなければならない</p>

改正案	現行
<p>ない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 氏名、氏（氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）又は名（外国人住民にあつては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。）を変更したとき（登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。）</p> <p>(4)・(5) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>第18条～第22条 省略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第6条第1項第1号及び第2号、第7条第3号並びに第17条第1項第3号の規定は、令和元年11月5日から施行する。</u></p>	<p>ない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 氏名、氏又は名（外国人住民にあつては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。）を変更したとき（登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。）</p> <p>(4)・(5) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>第18条～第22条 省略</p>